

2017年(平成29年)3月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

給付型奨学金に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限について(答申)

2017年(平成29年)2月20日付けで諮問(第840号)された給付型奨学金に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性については「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在我が国においては、実に6人に1人の子どもが普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされている、いわゆる相対的貧困の状況にあり、その対策が急務となっている。一方、大学や短期大学など高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。このような状況の中、教育基本法において「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と定められていることから、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が重要であると考えている。

こうした状況を踏まえ、生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会均等が図れるよう、新たに平成29年度より教育総務課において、返済をとらぬ給付型奨学金に関する事務を実施していくものである。

制度の概要としては、対象者は藤沢市に1年以上住民登録がある、住民税非

課税世帯の子ども，生活保護受給世帯の子ども，児童養護施設退所者とし，高校在学時の評定平均が3.1以上で進学目的が明確であり，学習意欲の高い者とし，対象者数については若干名を予定している。また，対象とする学校については，学校教育法に規定する大学，短期大学，高等専門学校，専修学校の専門課程とし，入学金相当として1回30万円以内，授業料相当として月額6万円以内を給付する。選考については一次審査として，世帯状況の確認，本人の成績，二次審査として小論文，面接を実施し，学業に対する意欲や世帯の状況を確認する中で総合的に判断する。また，給付対象となった子どもについては，学生生活を途中で挫折してしまうようなことがないように，入学時から卒業までしっかりとしたフォローが必要不可欠であると考えている。そのため，本人の生活の状況等にあわせて福祉部・子ども青少年部と連携を図りながら概ね3か月に1回程度面談を実施し，面談により生活の状況を把握し，状況に応じた相談，助言や福祉的サービス等につなげ，学業に充分専念できる環境の確保を図っていきたいと考えている。

以上の業務を実施していく上で奨学生の選考にあたり，生活状況に関する個人情報，成績，学歴情報を取り扱う必要があるため，藤沢市個人情報の保護に関する条例第8条で規定された一般的制限に該当する情報を取扱うことについて，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うことについて

ア 取り扱う必要性について

事務の実施にあたっては，経済的理由により進学を断念せざるをえない子どもたちを後押しする制度とするため，住民税非課税世帯の子ども，生活保護受給世帯の子ども，児童養護施設退所者といった，特に経済的に厳しい状況にある子どもを対象としており，奨学生の選考にあたっては，経済的状況や生活状況を詳細に把握する必要がある。このため，本人および家族の福祉サービスの受給情報や収入並びに家庭状況等についての個人情報の収集を行うものである。

また，学ぶ意欲と能力のある者であるかの評価として，一定基準以上の成績であり，かつ進学に対する目的や意欲，進路に対する考え方を確認する必要があるため，高校在学時の評定，現在の学校名（または出身校名）及び進路に関する情報を収集する。

イ 一般的制限の事項に係る個人情報

(ア) 生活状況に関する個人情報

家族の状況（職業，勤務先，収入）健康状態，福祉サービス等の受給状況，家庭状況

(イ) 高校在学時の評定情報

評定平均値

(ウ) 現在の学歴及び希望進路に関する情報

現在通学中の学校名，入学を志望する大学等の名称（第3希望まで）

(4) 実施時期

2017年(平成29年)4月予定

(5) 提出資料

- ア 資料1 給付型奨学金制度の概要
- イ 資料2 給付型奨学金事務処理イメージ図
- ウ 資料3 奨学金給付申請書（案）
- エ 資料4 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

事務の実施にあたっては，経済的理由により進学を断念せざるをえない子どもたちを後押しする制度とするため，住民税非課税世帯の子ども，生活保護受給世帯の子ども，児童養護施設退所者といった，特に経済的に厳しい状況にある子どもを対象としており，奨学生の選考にあたっては，経済的状況や生活状況を詳細に把握する必要がある。このため，本人および家族の福祉サービスの受給情報や収入並びに家庭状況等についての個人情報の収集を行うものである。

また，学ぶ意欲と能力のある者であるかの評価として，一定基準以上の成績であり，かつ進学に対する目的や意欲，進路に対する考え方を確認する必要があるため，高校在学時の評定，現在の学校名（または出身校名）及び進路に関する情報を収集する，とのことである。

以上のことから判断すると，社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要があると認められる。ただし，奨学金給付申請書によって本人同意を得るにあたっては，その個人情報の内容，提供先及び利用方法について本人及び保護者に十分説明することを条件とする。

以 上